

## 令和6年第1回五霞町議会定例会

令和6年3月4日（月曜日）午前10時開会

### 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長の施政方針
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について  
(令和5年度五霞町一般会計補正予算（第7号）)
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認について  
(五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例)
- 第 7 議案第 1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 第 8 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 9 議案第 3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 4号 五霞町職員の給与に関する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 5号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 6号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例及び五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 7号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 8号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 9号 五霞町税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第11号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第12号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第19 議案第13号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第14号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第15号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第16号 五霞町水道事業給水条例及び五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第17号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止する条例
- 第24 議案第18号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定について
- 第25 議案第19号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第20号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第8号）
- 第27 議案第21号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第22号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第23号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第24号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第31 議案第25号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第32 議案第26号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第27号 令和6年度五霞町一般会計予算
- 第34 議案第28号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計予算
- 第35 議案第29号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36 議案第30号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計予算
- 第37 議案第31号 令和6年度五霞町水道事業会計予算
- 第38 議案第32号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計予算
- 第39 議案第33号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計予算
- 第40 発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置
- 第41 休会の件

出席議員（10名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

欠席議員（0名）

なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	田神文明君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課長	荒井富美子君	生活安全課長	曾根正明君
都市建設課長	大橋勝君	産業課長兼農業委員会事務局長	笈沼光行君
上下水道課長	園田和則君	教育次長	猪瀬英子君

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり戦略課主事 松田直人君

---

事務局職員出席者

事務局長	松村聖市	書記	田中孝平
		書記	伊藤弘美



開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月に入りましたけど、まだ寒い日もありますが、日ごと暖かい日が近づいてくるのではないかと感じております。

また、先日の能登半島地震では、多くの方々が被災されております。被災されました地域の皆様方の一日も早い復興と、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げます。なお、町においては、この地震災害に伴う支援として応急対策職員派遣制度に基づき、五霞町役場職員1名の派遣を行い、復興支援活動に従事されたことや、ふるさと納税災害支援代理寄附受付を行っていることなど、心より感謝を申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。本定例会には、専決処分の承認、人事案件、条例の一部改正や廃止、各会計補正予算、令和6年度予算などが議案として提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る2月21日午前10時から議会運営委員会が開催され、別紙令和6年第1回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

---

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。

---

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に執行部といたしましては、議案として専決処分の承認が2件、人事案件が1件、条例の改正が16件、公の施設の指定管理者の指定についてが2件、令和5年度一般会計及び特別会計等補正予算が7件、令和6年度の一般会計及び特別会計等の予算が7件の合計35件、御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、お手元に配付いたしました令和6年第1回五霞町議会定例会日程（第1号）のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、3番 黛 丈夫君、8番 宇野進一君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日4日から18日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月18日までの15日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく定期監査及び例月出納検査の監査結果について、地方自治法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定に基づき監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等はお手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願いを申し上げます。本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話を持ちの方はマナーモードへの切替えをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の施政方針

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第4、町長より令和6年度の施政方針を述べさせていただきますとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔五霞町長 知久清志君 登壇〕

○町長（知久清志君）本日ここに、令和6年第1回五霞町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には何かと御多用の折、御参集いただき、心から感謝申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を申し述べさせていただきます、議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1、はじめに。

始めに、去る1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、甚大な被害を生じており、震災によって亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害に見舞われ、いまだ避難生活を余儀なくされている方々に対しお見舞いを申し上げます。

本町においては、被害市町村へ応急対策職員派遣制度、対口支援により、住家被害認定調査などの人的支援として、1月28日から2月1日まで石川県能登町に町職員を派遣いたしました。また、同町及び穴水町への災害支援として、ふるさと納税により代理寄附受付を実施しております。今後も、一日も早く被害地の復旧がなされ、被害を受けた方々が震災以前の生活に戻れるよう引き続き支援を行っていくとともに、本町の災害対策をより一層推進してまいります。

2、経済状況と令和6年度予算の概要。

次に、我が国の経済状況について申し上げます。

日本経済は、このところ景気は一部に足踏みも見られますが、緩やかな回復基調にあります。先行きについては、政府における継続した賃上げの要請のもと、雇用・所得環境が改善していく中で、各種施策の効果もあって、この基調が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済における先行きへの懸念、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇や中東情勢、金融市場の大きな変動等の影響に十分留意する必要があります。また、令和6年能登半島地震の経済に与える影響も考慮しなければなりません。

以上のような経済状況の中で編成された国の令和6年度政府予算案は、予算規模を示す一般会計総額は、前年度に比べて1.6%減の112兆5,717億円で、社会保障関係費も37兆7,193億円と、前年度より8,506億円上回り、税収は前年度より1,680億円、0.2%の増収になると見込まれ、公債依存度は31.5%と前年度よりも0.4%微増しております。

また、令和6年度の地方財政対策におきまして、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、定額減税による減収への対応、こども・子育て政策の強化、物価高への対応及び地域経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大などの課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されたところであります。しかしながら、地方財政は国・県の施策によっても影響を受けることから、その状況についても引き続き注視しなければなりません。

### 3、町のこれまでの取組。

続きまして、本町の令和5年度の主な事業の取組について申し上げます。

令和5年度は、感染症法による新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日に2類相当から5類感染症に変更となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、住民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。感染症対策を講じた上で、経済的・社会的合理性や持続可能性の観点も考慮しつつ、イベントや多くの事業が実施でき、必要な施策を着実に進めてまいりました。

まず、1点目が子育て支援の充実です。少子高齢社会において、社会全体で子育てする気運を醸成していくことが重要であると考えています。そこで、子育て世帯への経済的支援として、保育料の無償化を実施してまいりました。また、町独自制度として、小児・妊産婦における医療福祉費支給、マル福を認定する際の所得制限を撤廃し、助成対象を拡大しました。このほか、家族が安心して子育てできる住環境づくりのため、原宿台及び川妻地内において民間活力を導入した良質な地域優良賃貸住宅の整備を進めています。

2点目が健康長寿と福祉の充実として、高齢者がいつまでも社会とつながりを保ち、健康寿命を延ばすことによって、住み慣れた地域で、生き生きと過ごせるように、地域包括支援センターがボランティアと連携し、高齢者の居場所づくりを進めており、現在7か所で実施しております。さらに、物価高騰の影響を受けた低所得者に対する各種給付金を支給するとともに、町内の社会福祉施設、医療機関等の事業所に対しても支援金を交付しました。

3点目が、新たな産業の振興についてでございます。道の駅ごかを拠点とした新たな地域

活性化につきましては、株式会社五霞まちづくり交流センター内に設置している「ごかみらいLab」と地域活性化起業人の「ABCクッキングスタジオ」が連携し、地場製品の販路拡大やオリジナル製品化の取組を行っております。また、包括連携協定を締結した企業等と、引き続き、更なる町の活性化と観光事業との相乗効果を目指してまいります。肥料高騰対策として、農家経営の負担を緩和するため、肥料コスト上昇分の一部を支援しました。さらに、新たな開発地の整備については、五霞インターチェンジ周辺地区第2期における地権者説明会を開催いたしました。今後において、地域活性化に寄与する企業誘致ができるよう進めてまいります。そして、観光振興では、ごかマルシェ利根川大花火大会、2023 ラジコンフェスティバル GOKA、五霞ふれあい祭り・五霞町健康福祉まつり、クリスマスイベント キラピカごかラーメンフェスを開催してきました。五霞町を盛り上げたいというイベントに関わる方々が中心となって、また新たに任命の魅力アップアドバイザーも加わり、多くの皆様に参加していただき、盛大に開催することができました。

4点目は、教育の充実でございます。

令和6年4月、五霞小学校開校に向けて校舎の整備が完了し、4月から小中一貫教育のスタートに向け、各学校において準備を進めているところでございます。また、学習活動において、引き続き、児童生徒一人一人の授業の理解度や発達の段階に合わせた最適で効果的な学びとして、ICTを活用した情報活用能力の向上と学習活動の充実に取り組んでまいりました。さらに、物価高騰による小・中学生の保護者の負担軽減のため、2・3月分の学校給食費の減免を行いました。

5点目に、安心・安全、災害に強いまちづくりでございます。

先ほど、能登半島地震について申し上げましたが、災害は突然発生します。平時においても、その備えをすることが重要と考え、今年の1月から危機管理監を採用し、災害が発生しても被害を最小限に抑えられるよう、危機管理監を中心に対策を講じているところでございます。また、その司令塔となる役場庁舎の建て替えについては、現在、庁舎等複合化基本計画検討委員会において、基本計画の年度内策定に向けて検討を進めております。

そのほかにも、住民の生活支援を目的とした水道基本料金を8・9月検針分及び1・2月検針分の減免を実施しました。また、自主財源確保のため、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を推進してきました。令和6年1月末現在で、ふるさと納税額は2億78万円、企業版ふるさと納税につきましては770万円となっており、令和4年度と比較して大幅に増加しております。そのほか、広く住民の意見を聴取する目的から、町ホームページに「提案・意見アイデアBOX」と広報紙において「町長への手紙」を実施しました。10月には、全行政区を5つに分け、まちづくり懇談会を開催し、多くの方から多数御意見をいただきまして、町政運営に生かしているところでございます。

これ以外にも多くの事業を実施してまいりましたが、主な事業の取組を御説明させていただきました。

4、町の予算案。

続きまして、本町の当初予算案について申し上げます。

予算編成に当たっては、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、国・県をはじめ近隣地域の動向を踏まえつつ、社会情勢の変化や財政状況を認識した上で、持続可能な行政運営と本町の活性化に視点を置いたものであります。また、第6次五霞町総合計画に掲げる町の将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の第Ⅰ期基本計画の最終年度となることから、成果指標の更なる達成を推進するため、重要性、影響度等を勘案して決定された令和6年度主要事業を踏まえた上で、行財政改革を推進しながら、依然として厳しい財政状況の中、限りある財源を有効に活用した予算編成を行ったところであります。

歳入では、歳入の根幹をなす町税については、前述したように、経済状況が徐々に回復基調に転ずることが期待される中、法人町民税、固定資産税の増収が見込まれ、さらに、地方交付税についても、前年度比8.9%の増額を見込んでいます。しかしながら、自主財源の大幅な増額は見込めず、引き続き厳しい状況にあることから、臨時財政対策債の発行、財政調整基金、地域福祉基金の取崩しなど、財源対策を行うこととしております。

歳出の主な施策としては、新たな産業用地の創出に向けた各種調査や基本設計の実施、上水道施設の老朽化の更新工事や広域化・共同化に向けた下水道事業の支援業務、社会教育主事を配置し、部活動の地域移行や家庭教育支援及び保幼小中連携の強化、中学校体育館・武道場への空調設備設置の設計業務、小学校5、6年生の放課後における居場所づくりの実施、小児インフルエンザ・おたふくかぜ予防接種の無料化、地域おこし協力隊を配置し、イベントを通して人口創出事業、役場庁舎の複合化における許認可手続を進めるための地区計画等策定業務、公園再整備及び廃校小学校跡地利用における官民連携アドバイザー業務、ふるさと応援寄附金事業の推進、デジタルトランスフォーメーションによる情報化の推進などを行うこととしております。

こうして編成しました新年度予算は、一般会計が49億8,500万円と、前年に比べ4億4,500万円、8.2%の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、小学校の統合に伴う施設整備が完了したことによるものでございます。

また、令和6年度特別会計におきましては、3つの特別会計を合わせて20億8,115万4,000円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は、70億6,615万4,000円と、前年度に比べ、4億1,384万6,000円、5.5%の減額となっております。水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計の企業会計全体の予算規模は、収益勘定、資本勘定の合計で17億8,184万1,000円となっております。

#### 5、施策の展開。

続きまして、具体的な施策の展開として総合計画の施策に沿って申し上げます。

令和6年度は、まちづくりの指針である第6次五霞町総合計画第Ⅰ期基本計画の最終年度になります。生活の形態がコロナ禍以前に戻りつつありますが、環境の変化は決して小さくありません。変化をしっかりと捉え、今までの事業との整合性等を検討しながら各種施策を展開してまいります。

## 第1章、まちのかたち「グラウンドデザイン」。

まず、安心・安全、防災力の強化についてですが、災害に備えた体制整備として、危機管理監を中心に関係機関等と連携することで、災害対応力の強化を図ります。また、日頃の備えとして職員初動マニュアル等の見直し、水害ハザードマップの更新、各種防災訓練の実施、非常用備蓄品の更新・拡充などを行い、総合的な防災体制の充実を図ります。

次に、にぎわいのある拠点の整備についてでございますが、更なる町の活性化と自主財源の確保のため、新たな産業拠点の形成に向けた測量等各種調査を進めるとともに、基本設計の策定や地権者説明会を実施してまいります。

良好な住環境の形成につきましては、原宿台コミュニティセンター・辰堂公園地区及び川妻川岸前公園地区において、民間の技術的・経営的ノウハウを活用した質の高い住宅整備を進めてまいります。また、区域指定制度を活用した土地利用が促進されるよう県宅地建物取引業協会と連携し、土地バンク制度の運用を進めてまいります。

次に、公共交通体系の整備については、町民の誰もが便利で快適に利用できる持続可能な公共交通体制を構築するため、A I オンデマンド交通方式の実証運行を引き続き行ってまいります。

上下水道の適正な維持管理につきましては、施設の老朽化対策を実施いたします。上水道につきましては、水道水の安定供給を図るため、浄水場配水ポンプの更新工事等を実施してまいります。また、下水道につきましては、広域化について引き続き関係機関との調整を進めてまいります。

## 第2章、ひとの暮らし「ライフデザイン」。

まず、教育の充実でございます。人口減少時代の新しい地域づくりを進めるためには、学校を核とした連携・協働の取組を通じて、地域住民とのつながりを深めることが必要であることから、学校現場を知る教職員の社会教育主事を配置してまいります。文部科学省が推進する部活動の地域移行やコミュニティスクールの実施と併せて、地域、学校、家庭の橋渡しを円滑に行います。また、家庭教育支援事業における保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携も強化してまいります。

夏休みにおける居場所の提供につきましては、従来実施してきた「体験型こども教室」に加え、小学5、6年生を対象に授業の復習を兼ねた学習支援と英語学習の強化を図るため、イングリッシュキャンプを実施してまいります。また、英語学習につきましては、実用英語技能検定、英検等の受験料の補助を、これまで中学3年生に実施してきましたが、小学5、6年生及び中学1、2、3年生まで拡大することにより受験機会を増やし、児童・生徒の更なる英語における学力の向上を図ってまいります。さらに、そのほかの教科の学力向上を目指すため、小中一貫教育のカリキュラムに読解力を高めるプログラムを取り入れ、その評価のため、日本語検定を実施してまいります。

学校施設の維持・管理についてでございますが、生徒の学習生活環境を快適かつ安全に維持するとともに、災害等の際には避難所となるなど、重要な役割を担うこととなりますので、

中学校の体育館及び武道場につきましては、空調設備を設置するための設計業務を行ってまいります。

子育て支援の充実についてでございます。本年4月から小学校5、6年生を対象とした放課後居場所づくりとして「ごかつ子クラブ」を実施します。閉館後のごか西児童館を利用し、平日午後5時から午後7時までの間、見守りサポーターによる学習サポート及び遊びの場を提供します。これにより、児童の健全な育成と共働き世代に対する子育て支援を実施してまいります。そして、昨年12月に国が定めたこども大綱に基づく五霞町こども計画の策定も進めてまいります。また、子育て世代の経済的負担の軽減とインフルエンザやおたふくかぜに罹患した時の重症化や合併症の予防を推進するため、1歳から3歳児未満児のおたふくかぜの予防接種及び生後半年から中学生までのインフルエンザ予防接種の費用を全額助成してまいります。

高齢者支援においては、第9期五霞町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた介護予防教室の促進や高齢者のひきこもり対策といたしまして、高齢者の居場所づくり等を促進することによって、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう健康寿命の延伸が図られる取組を実施していきます。

また、障害福祉においても、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に基づき、障害のある方が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、各事業所や関係機関と連携し、支援体制の確立に努めてまいります。

### 第3章、まちのしくみづくり「ソーシャルデザイン」。

地域産業の振興につきましては、人口減少・少子高齢化といった社会的な問題を抱えた中で、町においては、交流人口の創出や町の魅力・イメージ向上といった地域ブランディング、そして産業の活性化が必要でございます。これらを実行するに当たり、地域産業振興組織を構築し、ごかみらいLabが行っている事業を発展・拡充し、観光イベント事業、プラットフォーム構築、そして、町内商品・サービスの販路拡大を目指してまいります。なお、設立・運営につきましては、専門的知識を持つ事業者の支援を受けながら実施してまいりたいと考えております。

地域外人材誘致による地域活性化の推進についてでございます。町においても、人口減少や高齢化等が進んでいることから、地域外の人材を積極的に誘致し、その方の定住・定着を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。令和6年度から採用する地域おこし協力隊2名を中心に、町イベントを含めた観光施策を充実させ、イベントの企画・運営を行い、関係人口の創出を図ってまいります。

### 第4章、まちのしごと「行財政運営」。

本年度は、第6次五霞町総合計画第I期基本計画の最終年となります。就任直後の6月議会時にも申し上げましたが、常に住民の声に耳を傾けながら持続可能な行財政運営を行ってまいります。そのため、事務事業の合理化や様々な経費の削減、町有財産の有効活用に努めるとともにデジタル化を進め、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図りながら、予算

を効率的かつ効果的に執行してまいります。

複合庁舎の整備につきましては、老朽化が進む役場庁舎と施設の更新時期を迎える中央公民館を複合化し、安全・安心なまちづくりと、文化と町民活動の拠点として整備するに当たり、令和6年度、基本計画に基づき、地区計画の策定等の手続を進めてまいります。

また、町有財産の有効活用として、公園の再整備や廃校小学校の跡地利用のために、民間の資金を最大限に活用できるPPP、PFI事業を積極的に行うことによって、町財政負担を軽減して事業を進めてまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、ごかみらいLab、中間管理業者や地域事業者と連携しながら新たな地元商品の発掘を強化するとともに、全国から注目を集める返礼品の創出を進めてまいります。

デジタル推進事業につきましては、町デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき町民向けのスマートフォン教室を開催し、情報格差の解消を図ります。また、行政事務の効率化の観点から、戸籍情報システムの標準化システムへの移行を行うとともに、町職員が使用する情報システムパソコンを入れ替えることによって、更なる業務の効率化と情報セキュリティの強化を図ってまいります。

## 6. 結びに。

以上、令和6年度の町政に対する所信の一端として、新年度施策の大要を申し上げました。

前述したように、日本はもとより、我が五霞町においても人口減少・少子高齢化といった社会的な問題を抱えながらも、変わっていく社会状況や自然環境に柔軟に適応し、変化しながら未来に向かって歩みを続けていかなければなりません。

私は、就任当初の施政方針で「これからの10年が五霞町にとって正念場です。」と申し上げました。町長として10か月が経過しましたが、私が常に申し上げております「町の魅力発信と交流人口を増やしていくことで、五霞町の未来を拓いていきたい」という思いは変わっていません。

これまで先人が培ってこられた五霞町の魅力や資源を継承し、そして、それを創造し磨き上げることによって、新たに町の強みを築き上げ、それが町の持続可能な成長につながるものと確信しております。そのためには、住民の皆様、各種団体、企業及び行政が一体となった協創のまちづくりを行っていくことが必要であり、私も全力で取り組んでまいり所存です。

どうか、議員の皆様並びに住民の皆様には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和6年度に臨む私の施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。

初めに、日程第5、承認第1号 専決処分承認について（令和5年度一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第1号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第7号）につきまして、令和6年能登半島地震並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めらるるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,291万4,000円を追加し、総額をそれぞれ60億9,025万2,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

はい、総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）承認第1号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,291万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億9,025万2,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金2,778万7,000円の増額でございますが、低所得者支援及び定額減税を補足する給付のために交付される重点支援地方交付金でございます。

次に、17款寄附金、1項1目一般寄附金、500万円の増額でございますが、令和6年能登半島地震により被災した石川県能登町及び穴水町に対し、ふるさと納税の仕組みを活用し、代理で受付をしました寄附金を受領するものでございます。

次に、18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金12万7,000円の増額でございますが、歳入調整により減額をするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項3目財政管理費、ふるさと応援寄附金事業につきましては、石川県能登町及び穴水町に対し、代理受領した支援寄附金を寄附するための費用並びに災害見舞金を合わせて507万6,000円を追加するものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、価格高騰臨時交付金、均等割のみの課税世帯の支給事業につきましては、住民税均等割のみの課税世帯に対する1世帯当たり10万円の臨時交付金の支給に係る事務費として、職員の時間外勤務手当、消耗品、役務費、委託料、使用料及び手数料、さらには事業費として扶助費、合わせて2,306万3,000円を追加するものでございます。

同じく、説明欄の一番下に記載の価格高騰臨時交付金、こども加算につきましては、低所得者の子育て世帯に対する子供1人当たり5万円の臨時交付金の支給に係る事務費並びに事業費、合わせて472万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

10款教育費、6項1目保健体育総務費、海洋センター運営事業につきましては、B&Gネットワークによる災害時における相互応援に基づき、被災した海洋センター所在自治体の復旧・復興活動を支援するため、災害見舞金5万円を追加するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第1号 専決処分の承認について、令和5年度一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認されました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第6、承認第2号 専決処分の承認について。

五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第2号につきましては、五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国では、戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法の一部を改正する法律が令和元年に成立し公布されました。これに基づき、令和5年11月29日に戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されました。これに伴い、五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例を令和6年3月1日に施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは、承認第2号について御説明します。

議案書の14ページをお願いします。

令和元年に施行されました戸籍法の一部を改正する法律、令和元年法律第17号に基づき、令和5年11月29日に戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されました。これに伴い、五霞町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、議案書16ページ以降の新旧対照表により御説明いたします。それでは、16ページをお願いします。

別表第1、第3条関係でございます。表にあります1項「戸籍の謄本又は抄本の交付」に「(広域交付による交付を含む)」を加えるものでございます。こちらは、現在、戸籍謄本及び抄本の交付を受ける場合、本籍地となっている役所のみ申請を受付していますが、改正後は、全国の役所で申請及び交付ができるようになるもので、金額については現行と変わらず、450円です。

続いて、改正案表中、4項。こちらについては、表中に新たに、「戸籍電子証明書提供用識別番号の発行事務」を追加するもので、マイナンバーを使用し行政手続を行う場合に、戸籍謄抄本の原本添付が省略できるよう識別番号を発行し、その識別番号を記載し、行政手続を行うことができるようになります。識別番号の発行手数料については、400円でございます。

議案書17ページをお願いします。

続いて、表中5項ですが、こちらは除籍謄本においても、表中1項と同様に広域での交付手数料です。

続いて、表中8項、除籍電子証明書提供用識別番号の発行ですが、こちらについても、表

中4項と同様です。ただし、戸籍謄抄本と同時に申請の場合は、戸籍謄抄本の手数料のみの徴収でございます。

続いて、表中9項、こちらは根拠法令の改正に伴う改正です。

以下、表中番号につきましては新規追加したことによる繰り下げをします。

施行日については、令和6年3月1日でございます。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町手数料徴収条例の一部改正でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第2号 専決処分の承認について。

五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第7、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案件に関する参考資料の配付依頼がありましたので、お手元に配付しております。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について御提案申し上げます。

五霞町教育委員会委員の任命同意についてですが、現在、教育委員であります大道寺繁行氏が令和6年3月31日で任期満了となります。現在、大道寺繁行氏は、教育委員として本町教育行政に多大な御尽力をいただいております。今後も本町教育の発展にお力添えを賜りたく、委員としての任命について議会の同意を求めるものでございます。今回、新たに任命されますと、令和10年3月31日までの4年の任期となります。

なお、同氏の履歴書をお手元に配付してございますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり任命同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり任命同意されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第8、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御提案申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、懲役及び禁錮を一本化し拘禁刑を創設する改正が行われたため、影響を受ける条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第9、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

本年度の人事院勧告に基づく国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国家公務員と同様の措置を実施するため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第10、議案第4号 五霞町職員の給与に関する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第4号 五霞町職員の給与に関する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国家公務員と同様の措置を実施するため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第11、議案第5号 五霞町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第5号 五霞町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

職員の健康管理等を効果的に行うため産業医の契約内容の見直しを行うことに伴う報酬額の改正及び学校運営協議会制度導入に伴う学校運営協議会委員の報酬の新設及び学校評議員の報酬の廃止、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会が解散することに伴う当該委員の報酬を削除するため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

ここで暫時休憩します。

再開を11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第12、議案第6号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例及び五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第6号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例及び五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

茨城県において、最低賃金が令和5年10月1日より、911円から953円に引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の賃金について、改正後の最低賃金を下回らないよう引き上げるとともに、令和6年度よりパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給が可能となったこと、また、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を現行の7時間30分から7時間に変更するため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第13、議案第7号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第7号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

本条例の規定する証明書のうち、各種証明としているものの一部について、当該証明書名と手数料とを明確に規定するとともに、住民記録補助簿の閲覧手数料を改定するため、また、併せて既定条文の文言を修正するため、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第14、議案第8号 五霞町医療福祉費支給に関する

条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 8 号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

医療保険を使用し病院等を受診した際にかかる自己負担分の一部を助成する医療費助成事業ですが、県において、重度心身障害者等の対象者が令和 6 年 4 月 1 日より拡充することとなります。それに伴い、本町条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細については常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 15 号、議案第 9 号 五霞町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 9 号 五霞町税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和 6 年度から国税として賦課徴収する森林環境税の減免規定と同様に、町税条例の減免規定に「災害による被害を受けた者」を加えるため、町条例の一部を改正するものでござ

います。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第16、議案第10号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第10号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定める際の基準となる内閣府令の改正が行われました。これにより、本条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第 11 号～議案第 14 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 17、議案第 11 号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第 18、議案第 12 号 五霞町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第 19、議案第 13 号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第 20、議案第 14 号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上、4 件を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号から議案第 14 号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 11 号から 14 号について、一括して御提案申し上げます。

五霞町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、五霞町指定介護予防支援等事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されました。介護保険サービス等の基準については、町の条例で定めることとされていることから、改正が必要な上記4条例について一部改正を行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第14号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第21、議案第15号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第15号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

介護保険法第117条の規定に基づく第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護給付等サービスの円滑な提供を図るため、介護保険料の見直しを行ったため、五霞町介護保険条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 16 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 22、議案第 16 号 五霞町水道事業給水条例及び五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 16 号 五霞町水道事業給水条例及び五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政が国土交通省及び環境省に移管されるため、関係条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 23、議案第 17 号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 17 号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会が所掌する事項についての答申を全て完了したため、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止するものです。

本委員会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（知久清志君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しま

した。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第24、議案第18号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第18号 五霞町福祉センター「ひばりの里」指定管理者の指定について御提案申し上げます。

五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理につきましては、これまで、五霞町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってまいりましたが、令和6年3月末をもって3年間の指定管理期間が満了となります。

そのため、新たに指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 20 号、議案第 19 号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 19 号 五霞町多目的集会センターの指定管理の指定について御提案申し上げます。

五霞町多目的集会センターの指定管理につきましては、令和 3 年度から五霞町商工会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってまいりましたが、令和 6 年 3 月末をもって 3 年間の指定管理期間が満了となります。

そのため、新たに指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 20 号～議案第 26 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 26、議案第 20 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 32、議案第 26 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 20 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）、議案第 21 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 22 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 23 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 24 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）、議案第 25 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 26 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第 20 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3 億 9,958 万 9,000 円を減額し、総額をそれぞれ 56 億 9,066 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 21 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,163 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 9 億 9,392 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 22 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 665 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 4,606 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 23 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,661 万 7,000 円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 6,052 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 24 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出とも 18 万 5,000 円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、収入から 2,340 万円、支出から 2,621 万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 64 万円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、収入から 2 億 3,967 万 6,000 円、支出から 2 億 3,922 万 6,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第 26 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 62 万円を追加するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願

いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号から議案第 26 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 27 号～議案第 33 号の一括上程、説明

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 33、議案第 27 号 令和 6 年度五霞町一般会計予算から日程第 39、議案第 33 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計予算までは、各会計の当初予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号から議案第 33 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 27 号から議案第 33 号につきましては、それぞれ令和 6 年度の当初予算でございますので、一括して御提案申し上げます。

議案第 27 号 令和 6 年度五霞町一般会計予算、議案第 28 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 29 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 30 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 31 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計予算、議案第 32 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計予算、議案第 33 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計予算でございます。

一般会計予算は、49 億 8,500 万円、特別会計 3 会計の予算合計は 20 億 8,115 万 4,000 円

で、一般会計と特別会計の総額は、70億6,615万4,000円でございます。

次に、水道事業会計でございますが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに4億7,755万7,000円、資本的収入及び支出において、収入は1億9,259万6,000円、支出は3億6,061万1,000円でございます。

次に、公共下水道事業会計でございますが、収益的収入及び支出において収入・支出ともに3億9,771万4,000円、資本的収入及び支出において収入は、1億6,819万3,000円、支出は2億5,621万3,000円でございます。

次に、農業集落排水事業会計でございますが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに2億474万5,000円、資本的収入及び支出においては、収入4,659万1,000円、支出は8,500万1,000円でございます。

これら各会計につきましては、本定例会には予算特別委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところでありますが、予算特別委員会への付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計予算についての説明が終わりました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第40、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野進一君。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。

発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置に関する提案理由を申し上げます。

町長の令和6年度施政方針での町の予算案によると、歳入面では、固定資産税、法人町民税の増収、地方交付税の増額などが見込まれますが、厳しい財政状況であり、各種財源対策を行うとのこととです。

歳出面においては、新たな土地利用の事業化へ向けた検討、複合庁舎の整備、中学校施設の空調整備、児童の放課後における居場所づくりの拡充、感染症予防接種の無料化など、町民生活に大きく関わります事業など、確実に進めていかなければならない状況であると認

識しております。

我々議会といたしましては、常に安心で安全な町民生活の確保を最優先と考えております。厳しい財政状況下においても、住民への行政サービスの低下を招くことなく、持続可能な行政運営が図られますよう予算の更なる有効活用の推進を望んでおります。

つきましては、令和6年度の予算審査に当たり慎重に審査すべきものと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものであります。

議員各位には、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号～議案第33号の委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第27号 令和6年度五霞町一般会計予算から議案第33号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計予算までの令和6年度各会計予算については、9人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までは、付託一覧表のとおり予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第41、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月5日から3月12日及び3月15日から3月

17日まで本会議を休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月12日及び3月15日から3月17日まで本会議を休会とします。

---

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時46分